

平成 27 年 9 月 4 日
関 東 農 政 局

醸造用ぶどうの生産、流通等の実態について（中間報告）

- 関東農政局では、「醸造用ぶどうに関する情報が不足している」との声をワイン業界から把握。
- このため、関東農政局では、醸造用ぶどうの生産に関する指導、情報提供等に活用するため、ワイン業界団体、有識者、地方自治体等の協力を得て、全国 230 超のワイナリーに対して、調査を実施。
- 調査では、醸造用ぶどう生産に関する将来意向や課題、地域ごとの作付品種、面積等を把握。
- 現在のところ、全体の 85% に当たる 197 ワイナリーより回答を得、詳細な分析を行っているところ。
- 最終的な調査結果については、各ワイナリー、ワイン業界団体に還元するとともに、国立科学博物館で開催される「ワイン展」（農林水産省後援）で紹介するなど、醸造用ぶどう、日本ワイン振興に役立てていく考え。

主なポイント

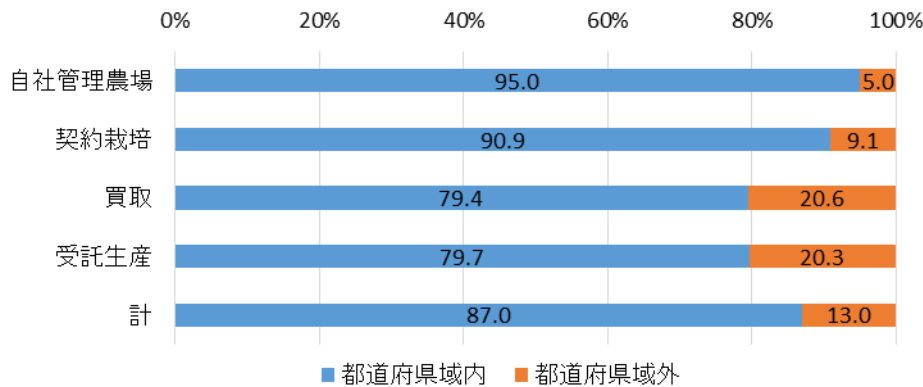
- ・ 醸造用ぶどうの 9 割は同一都道府県内で醸造されており、地域産業の振興に貢献。
- ・ ワイナリーは自社栽培を拡大する動きを見せているが、背後には契約農家の高齢化、減少の問題がある。
- ・ ワイナリーの自社管理農場の 3 割は 5 年以内に植栽されたものであり、今後、収穫量の増加が見込まれる。

【現時点での結果】

* 中間報告のため、数字は今後変動する。

- 1 醸造用ぶどうの約9割が同一都道府県内で醸造されている。

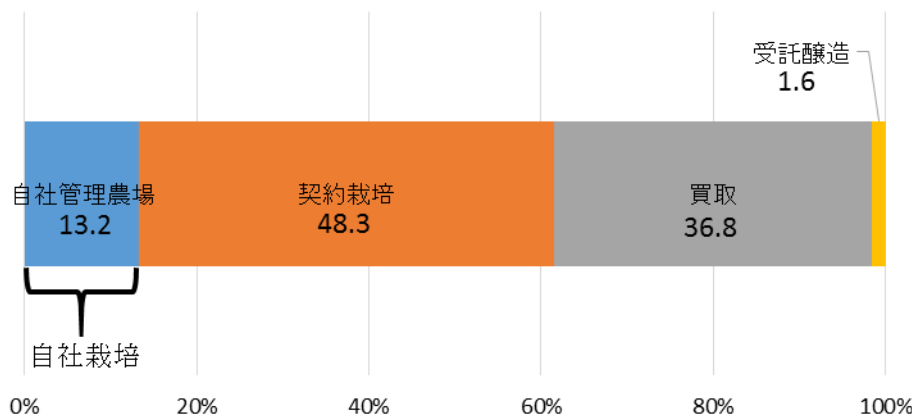
醸造用ぶどうの都道府県間流通の状況(量)



注)「自社管理農場」とはワイナリーが農地を所有、貸借又は実質的に管理しているもの、「契約栽培」とは農家との複数年契約を行っているもの、「買取」とは市場、農家等から購入しているもの、「受託生産」とは農家等からの委託を受けて醸造しているもの。

- 2 ワイナリーによる自社栽培は、約1割である。

醸造用ぶどうの生産形態別の割合(量)



- 3 ワイナリーの自社栽培は加工専用品種が多く、契約栽培は生食兼用品種が多い。

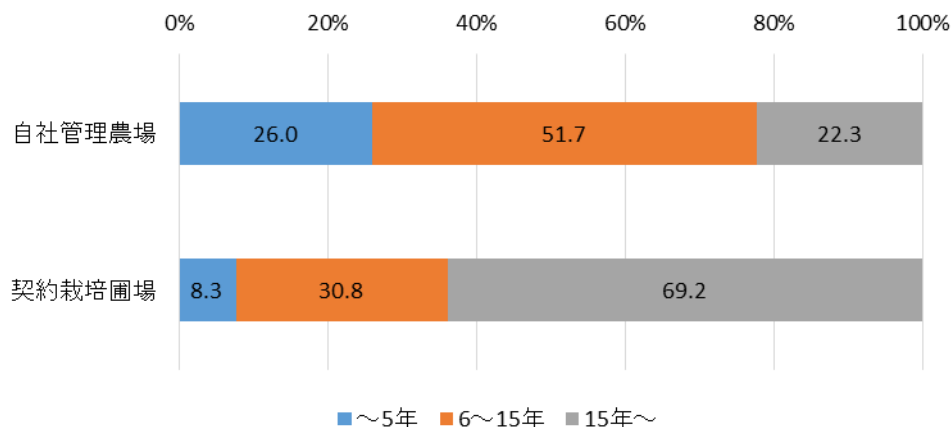
作付面積の大きい品種

	自社管理農場	契約栽培圃場
1	メルロー	コンコード
2	シャルドネ	甲州
3	カベルネソーヴィニヨン	マスカット・ベリーA
4	ピノワール	メルロー
5	ソーヴィニヨン・ブラン	ナイアガラ
6	ヤマソービニオン	シャルドネ
7	甲州	山ぶどう
8	ツヴァイゲルト	ケルナー
9	マスカット・ベリーA	ツヴァイゲルト
10	ケルナー	カベルネソーヴィニヨン

注) 品種ごとに植栽年次、単収が異なるため、生産量とは連動しない。

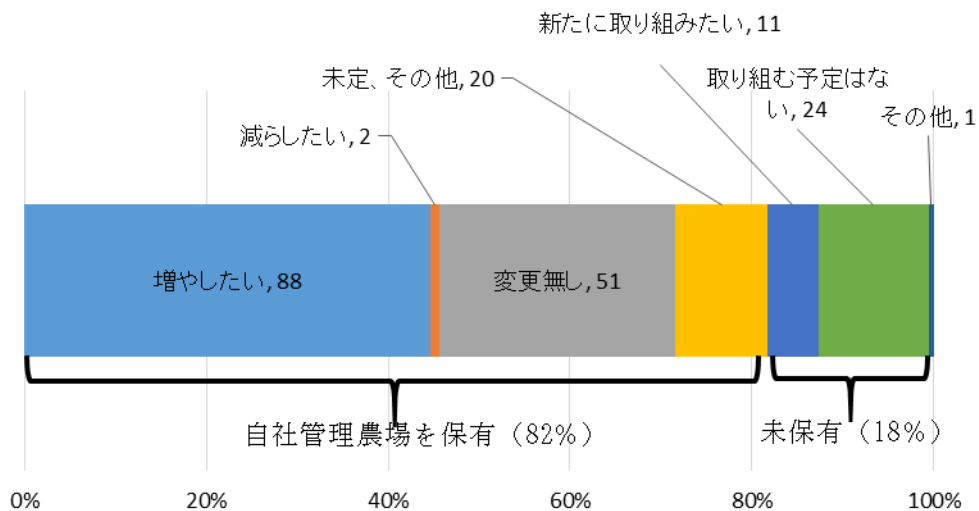
4 ワイナリーは、近年、自社栽培の面積を拡大しており、今後の拡大意欲も高い。

自社管理農場と契約栽培圃場の樹齢の比較



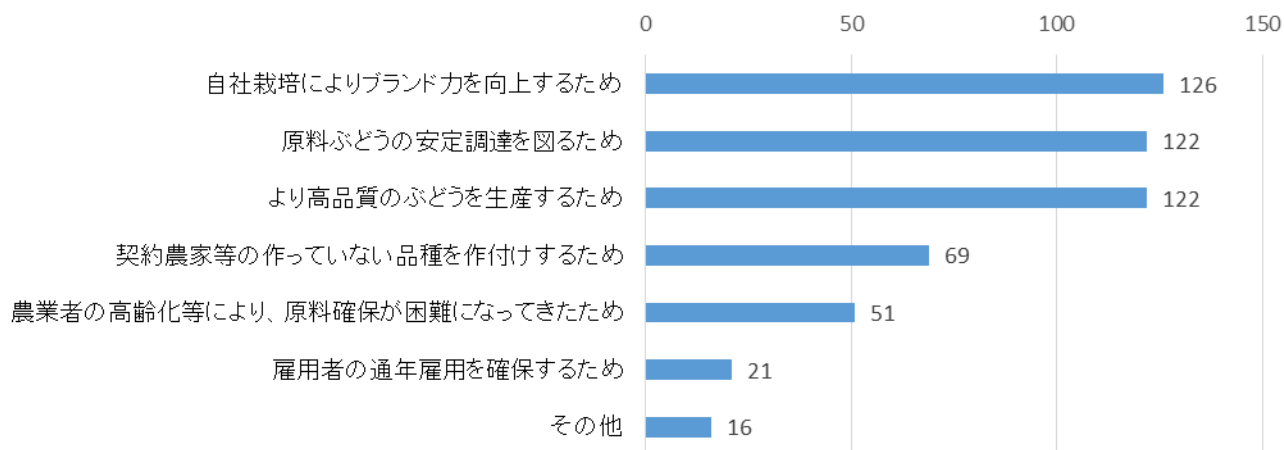
注) 自社管理農場は植栽後の経過年数、契約栽培圃場は契約後の経過年数を問うたもの。経過年数不明のものは除く。

自社管理農場の保有状況と将来の意向 (n=197)

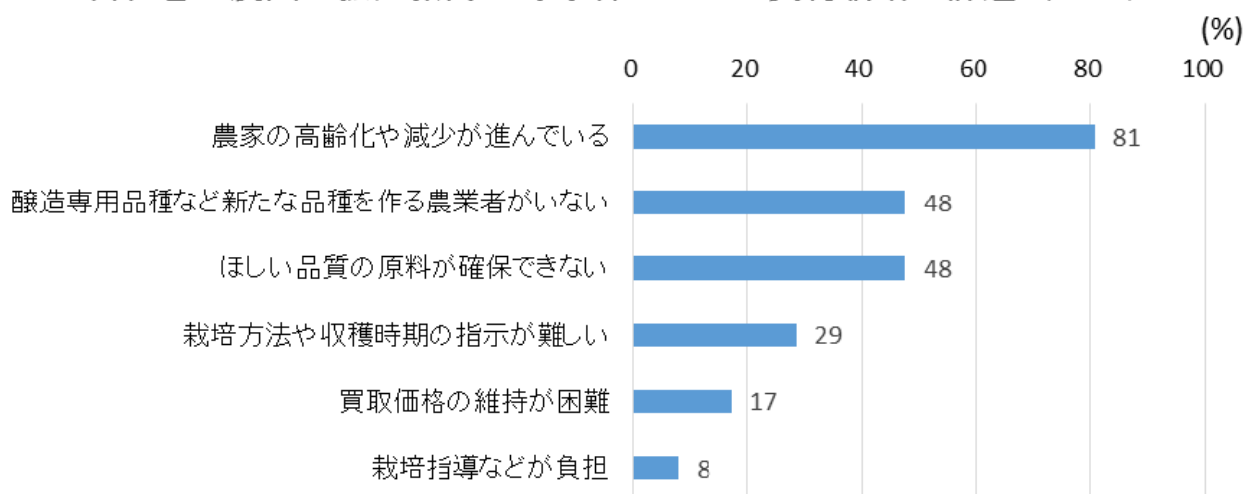


5 ブランド力強化のため、自社栽培に取り組むワイナリーが多い。また、契約農家の高齢化・減少も、自社管理農場拡大の大きな要因となっている。

自社栽培に取り組む理由(複数回答)



自社管理農園の拡大指向がある者からみた契約栽培の課題 (n=63)



注) 自社管理農場を保有し、かつ契約栽培を実施している者のうち、「自社管理農場を増やしたい」と回答した者について、「契約栽培の課題」に関する各選択肢の選択割合を示したもの。

6 ワイナリーは、自社栽培によるコスト増や鳥獣被害などの悩みを抱えている。

自社栽培の課題（複数回答）

